改正後

食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

・ 本ガイドラインは、食品製造業、食品流通業(卸売、小売)、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所(感染症担当。以下同じ。)と連携し、感染拡大防止を前提として、食料安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。このガイドラインは令和2年5月8日までの知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。

(略)

・ 感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、事業者において自主的な感染防止のための取組を進める必要があり、飲食料品供給関係(飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)、食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)事業者においては、事業の特性を踏まえ、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じるようお願いします。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

(略)

【参考】

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- ・ 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」(厚生労働省HP)
- ・ 「家庭内でご注意いただきたいこと ~8つのポイント~」(厚生労働省HP)
- 「人との接触を8割減らす、10のポイント」(厚生労働省HP)
- ・ 「『新しい生活様式』の実践例」(新型コロナウイルス感染症対策状況分析・提言)
- ・ 事業所は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
- ① (略)
- ② 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡と自宅待機の徹底
 - ・ 発熱などの症状がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・ 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

現 行

食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

- ・ 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから、食品製造業、食品流通業(卸売、小売)、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所(感染症担当。以下同じ。)と連携し、感染拡大防止を前提として、食料安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。このガイドラインは令和2年5月8日の知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。(略)
- ・ なお、緊急事態宣言のもと、緊急事態措置を実施する特定都道府県では、 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、業務を継続することとされています。食品産業で対象となる飲食料品供給関係(飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)、食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)事業者においては、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

(略)

【参考】

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- ・ 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」(厚生労働省HP)
- 「家庭内でご注意いただきたいこと ~8つのポイント~」(厚生労働省HP)
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」(厚生労働省HP)
- ・ 事業所は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
 - ① (略)
 - ② 発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底 (新設)

- ③ (略)
- ・ また、マスクを着用<u>する、人との間隔はできるだけ</u>2メートルを目安<u>に(最</u> <u>低1メートル)</u>適切な距離を<u>確保するよう努める</u>など、事業所の業態によっ て感染予防策を行ってください。

(削除)

(略)

- 事業所は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
- ① (略)
- ② マスクの着用、咳エチケットの徹底。
- ③ (略)
- ・ 事業者及び関係団体は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言 (新型コロナウイルス感染症対策専門家会議) <u>において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」</u>を参考に、業種別のガイドラインを作成するなど自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いします⁴。

2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応(略)

3. 施設設備等の消毒の実施

(略)

(参考)

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A (関連業種の方向け)(厚生労働省)
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(改訂 2020 年 4 月 27 日)(国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター)
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言 (新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 5 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(厚生労働省健康局結核感染症課)
- 6 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス (2015 年 6 月 25 日版)」(一般社団法人日本環境感染学会)

- ③ (略)
- ・ また、<u>例えば卸売市場のせり場など常時不特定</u>多数の者が集合する場所では、<u>できる限り</u>マスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートル(<u>互いの手を伸ばしたら届く距離)</u>を目安<u>として</u>適切な距離を<u>保って取引を行うことを徹底するなど、事業所の業態によって感染予防策を行ってください。「マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、再利用可能な布製マスクの活用も含め、御理解をいただきますようお願いいたします。」</u>

(略)

- 事業所は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
- ① (略)
- ② できる限りマスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆。
- ③ (略)
- ・ 事業者及び関係団体は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言 (令和2年5月4日) (新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)を参考に、業種別のガイドラインを作成するなど自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いします⁴。

2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応(略)

3. 施設設備等の消毒の実施

(略)

(参考)

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A (関連業種の方向け) (令和2年4月15日時点版) (厚生労働省)
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(改訂 2020 年 4 月 27 日)(国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター)
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日<u>(令和2年5月</u> 4日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言<u>(令和2年5月4日)</u>(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 5 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(厚生労働省健康局結核感染症課)
- 6 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス (2015 年 6 月 25 日版)」(一般社団法人日本環境感染学会)